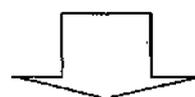


問 1. 法人又は個人が I C O（電子コインの発行による資金調達）により仮想通貨を得た場合の課税関係如何。

- いわゆるイニシャル・コイン・オファリング（I C O）とは、トークンと呼ばれる電子的な証票を発行して仮想通貨等の資金調達を行う行為の総称であると承知している。
- I C Oにより仮想通貨を得た場合の課税関係については、発行されるトークン（証票）の性質が様々であるため、一概にはお答えすることは困難であるが、
- 一般論で申し上げれば、例えば、資金調達者がイベント参加権を表象したトークンを販売して、そのトークンの対価としてビットコインなどの仮想通貨を受領した場合には、その受領した財産的価値は、トークンを販売した収益とし



て法人税や所得税の課税対象となる。

(注1) 資金調達者が発行するトークンが何の権利も表象せず、資金提供者が行うビットコインなどの仮想通貨の拠出が、反対給付を伴わない寄付と認められる場合、

- ・ その寄付が個人間で行われるときには、その寄付を受けた財産的価値は、贈与税の課税対象となる。
- ・ その寄付が法人間で行われるときには、その寄付を受けた資金調達は収益として法人税の課税対象となり、その寄付をした資金提供者は寄附金として損金算入限度額の範囲内において損金となる。

(注2) 資金調達者においてトークン発行の見返りとして受領した仮想通貨について、その仮想通貨の受入れが、いわゆる一般的な資本や負債に該当せず、一時的な仮受金にも該当しない場合には、トークン発行の対価収入として資金調達者の収益となる。

○ いずれにしても国税当局としては、個々の事実関係に基づいて、法令等に照らして適切に取り扱うこととなる。

更問. 資本金に該当する仮想通貨の受入れとは具体的にどのようなものをいうのか。

- (繰り返しになるが、) ICOにより仮想通貨を得た場合の課税関係については、発行されるトークン(証票)の性質が様々であるため、一概にはお答えすることは困難であるが、
- 一般的に資本金とは、株式の発行に際して、株主となる者から払い込まれた財産の額をいい(会社法445)、仮想通貨の受入れがこのような資本金に該当するかどうかは、会社法などの税法以外の法令等に基づいて判断されるものと承知している。
- いずれにしても国税当局としては、個々の事実関係に基づいて、法令等に照らして適正に取り扱うこととなる。

## ○法人税法 (抄)

(各事業年度の所得の金額の計算)

第二十二條 内国法人の各事業年度の所得の金額は、当該事業年度の益金の額から当該事業年度の損金の額を控除した金額とする。

- 2 内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係る当該事業年度の収益の額とする。
- 3 内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、次に掲げる額とする。
  - 一 当該事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額
  - 二 前号に掲げるもののほか、当該事業年度の販売費、一般管理費その他の費用（償却費以外の費用で当該事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く。）の額
  - 三 当該事業年度の損失の額で資本等取引以外の取引に係るもの
- 4 第二項に規定する当該事業年度の収益の額及び前項各号に掲げる額は、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従つて計算されるものとする。
- 5 第二項又は第三項に規定する資本等取引とは、法人の資本金等の額の増加又は減少を生ずる取引並びに法人が行う利益又は剰余金の分配（資産の流動化に関する法律第百十五条第一項（中間配当）に規定する金銭の分配を含む。）及び残余財産の分配又は引渡しをいう。

## ○所得税法 (抄)

(事業所得)

第二十七條 事業所得とは、農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業その他の事業で政令で定めるものから生ずる所得（山林所得又は譲渡所得に該当するものを除く。）をいう。

- 2 事業所得の金額は、その年中の事業所得に係る総収入金額から必要経費を控除した金額とする。

(雑所得)

第三十五條 雑所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得及び一時所得のいずれにも該当しない所得をいう。

- 2 雑所得の金額は、次の各号に掲げる金額の合計額とする。
  - 一 その年中の公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を控除した残額
  - 二 その年中の雑所得（公的年金等に係るものを除く。）に係る総収入金額から必要経費を控除した金額
- 3～4 (省略)

(収入金額)

第三十六条 その年分の各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、その年において収入すべき金額（金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもつて収入する場合には、その金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額）とする。

2 前項の金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額は、当該物若しくは権利を取得し、又は当該利益を享受する時における価額とする。

3 無記名の公社債の利子、無記名の株式（無記名の公募公社債等運用投資信託以外の公社債等運用投資信託の受益証券及び無記名の社債的受益権に係る受益証券を含む。第百六十九条第二号（分離課税に係る所得税の課税標準）、第二百二十四条第一項及び第二項（利子、配当等の受領者の告知）並びに第二百五条第一項及び第二項（支払調書及び支払通知書）において「無記名株式等」という。）の剰余金の配当（第二十四条第一項（配当所得）に規定する剰余金の配当をいう。）又は無記名の貸付信託、投資信託若しくは特定受益証券発行信託の受益証券に係る収益の分配については、その年分の利子所得の金額又は配当所得の金額の計算上収入金額とすべき金額は、第一項の規定にかかわらず、その年において支払を受けた金額とする。

## ○相続税法（抄）

(贈与税の納税義務者)

第一条の四 次の各号のいずれかに掲げる者は、この法律により、贈与税を納める義務がある。

一 贈与により財産を取得した次に掲げる者であつて、当該財産を取得した時においてこの法律の施行地に住所を有するもの

イ 一時居住者でない個人

ロ 一時居住者である個人（当該贈与をした者が一時居住贈与者又は非居住贈与者である場合を除く。）

二～四 （省略）

2 （省略）

3 第一項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 一時居住者 贈与の時において在留資格を有する者であつて当該贈与前十五年以内においてこの法律の施行地に住所を有していた期間の合計が十年以下であるものをいう。

二 一時居住贈与者 贈与の時において在留資格を有し、かつ、この法律の施行地に住所を有していた当該贈与をした者であつて当該贈与前十五年以内においてこの法律の施行地に住所を有していた期間の合計が十年以下であるものをいう。

三 非居住贈与者 贈与の時においてこの法律の施行地に住所を有していなかつた当該贈与をした者であつて、当該贈与前十年以内のいずれかの時においてこの法律の施行地に住所を有していたことがあるもののうち当該贈与前十五年以内においてこの法律の施行地に住所を有していた期間の合計が十年以下であるもの（当該期間引き続き日本国籍を有していなかつたものに限る。）又は当該贈与前十年以内のいずれの時においてもこの法律の施行地に住所を有していたことがないものをいう。

(贈与税の課税財産の範囲)

第二条の二 第一条の四第一項第一号又は第二号の規定に該当する者については、その者が贈与により取得した財産の全部に対し、贈与税を課する。

2 第一条の四第一項第三号又は第四号の規定に該当する者については、その者が贈与により取得した財産でこの法律の施行地にあるものに対し、贈与税を課する。

## ○会社法

(資本金の額及び準備金の額)

第四百四十五条 株式会社の資本金の額は、この法律に別段の定めがある場合を除き、設立又は株式の発行に際して株主となる者が当該株式会社に対して払込み又は給付をした財産の額とする。

2 前項の払込み又は給付に係る額の二分の一を超えない額は、資本金として計上しないことができる。

3 前項の規定により資本金として計上しないこととした額は、資本準備金として計上しなければならない。

4 剰余金の配当をする場合には、株式会社は、法務省令で定めるところにより、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に十分の一を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金（以下「準備金」と総称する。）として計上しなければならない。

5 合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転に際して資本金又は準備金として計上すべき額については、法務省令で定める。

所管

国税庁課税部法人課税課

法人課税課長 灘野 正規

連絡先

[REDACTED]

(携帯)

法人課税課課長補佐 佐藤 友一郎

連絡先

[REDACTED]

(内線)

[REDACTED]

(直通)

[REDACTED]

(携帯)

国税庁課税部個人課税課

個人課税課長 榎原 耕太郎

連絡先

[REDACTED]

(携帯)

個人課税課企画専門官 榎田 明

連絡先

[REDACTED]

(内線)

[REDACTED]

(直通)

[REDACTED]

(携帯)